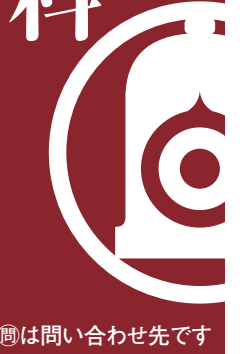


くらし百科



☎は問い合わせ先です

6月30日までは春の農作業安全運動期間です

「事故防止は1人ひとりの高い安全意识から！」

過去10年間の県内の農作業死亡事故は101件となっており、そのうちの5割は、トラクターの転落などによる事故です。また、事故の80%が、60歳以上の高齢者による事故です。悲惨な事故を防ぐには、皆さまの安全に対する意識が何より大切です。機械の操作などは、慎重に行うよう心掛けましょう。

●**仕事前にもう一度確認!**
①これから使う機械や道具の点検・整備は計画的に行う。
②無理のない作業計画をたてる。
③狭い道を走行する際は、路肩の状況を事前に確認する。
④農作業や機械作業に適した服装を心掛ける。
⑤ほ場の出入り、あぜ越えは、適切な速度で慎重に行う。
⑥点検・調整時は、初めにエンジン停止する。

☎農林課 22-1253

新70歳の皆さんに「ほっと」きやつするパスを郵送しました

市では、新しく満70歳とされる市民の皆さま(昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた方)全員に、薬師の湯日帰り入浴と市民バスきやつするくんが無料で利用できる「ほっと」きやつするパスを3月末に郵送していますので、ぜひご利用ください。

※なお、今回送付の対象となっている方でバスが届いていない方は、6月30日までに長寿課までご連絡ください。

●**薬師の湯日帰り入浴ご利用の時間が変わりました**
日帰り入浴の利用時間は4月から左記の通りとなっております。ぜひご利用ください。

●**利用時間**
10時30分～20時(ただし、土曜日および休前日は10時30分～16時、18時～20時)
●**問い合わせ先**
薬師の湯 ☎48-4126

平成21年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します

標記納税通知書を、5月8日(金)に発送します。本年度は評価替えが行われ、評価内容が変更になった部分もありますので、通知書に添付されている課税明細書をご確認ください。

●**昨年度までと税額が変わるのは、主に次の場合です**

①**土地** 居宅(貸家、アパートを含みます)を取り壊した場合は、「住宅用地の特例」の適用が外れます。

②**家屋** 平成17年中に居宅(貸家、アパートを含みます)を新築され、税金の減額措置を受けていた方は、その適用期間(5年間)が終了します。

③**償却資産** 法律に規定する管理基準に適合し、農林水産大臣の証明を受けた堆肥舎などについて、税金の減額措置を受けていた方は、その適用期間(3年間)が終了します。

●**その他** 集会所、消防詰所など、公益的に使用するために、土地を無償で自治会などへ貸している方は、期限までに申請書を提出することで、土地の税金が減免されます。申請書は、昨年度まで減免を受けていた方も毎年提出する必要があります。

☎税務課 22-1313

平成21年度から国保税率が改正となります

国保の財源は、加入者の皆さまから納めていただく国保税と、国などの負担金から成り立っています。医療費が増加すれば、公的負担も増えますが、皆さまから納めていただく国保税も増えることとなります。

●**白石市国保の財政について**
本市では、国保財政調整基金(家庭で言う貯金)を繰り入れるなどして、できるだけ税の負担軽減を図る努力をしてきました。しかし、平成20年度でその基金も皆無となり、一般会計から1億7千万円を繰り入れる結果となりました。

本年度についても、財源不足が見込まれることから、国保税の税率も改正となりました。

●**主な改正点**
国保税は、加入者全員が負担する医療給付費分・後期高齢者支援金分と、40歳から64歳までの方が負担する介護納付金分の3つに分かれています。

そのうち後期高齢者支援金分と介護納付金分は、税率の改正はありませんが、医療給付費分は、財源不足が予想されることから改正となりました。

また、介護納付金分については、国の法律改正により年間限

「ねんきん定期便」の送付が始まりました

国民年金や厚生年金に加入する被保険者1人ひとりに対する「ねんきん定期便」の送付が始まりました。これは、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報や被保険者に分かりやすく通知し、ご確認いただくためのものです。

●**通知される内容**
①年金加入期間(加入月数や納付済み月数など)
②年金見込み額。50歳未満の方は、加入実績に応じた年金見込み額。50歳以上の方は、定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の、将来の年金見込み額。既に年金受給中の方には通知されません。

③保険料の納付額(被保険者負担分累計)
④年金加入履歴(加入制度や事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日など)
⑤厚生年金の全期間の、月ごとの標準報酬月額、賞与額、保険料納付額

⑥国民年金の全期間の、月ごとの保険料納付状況(納付、未納、免除などの別)

●**税率の改正にご理解ください**
国保は、いざというときでも安心して医療機関にかかることができる大切な制度です。今後国保を守り、皆さまが安心して医療を受けられるよう、税率の改正にご理解をお願いします。

●**度額が9万円から10万円に引き上げられました。**
なお、平成21年度の納税通知書は、7月中旬ごろに発送する予定です。

☎税務課 22-1313

■表 平成21年度の税率と賦課限度額 (年額)

区分	計算の概要	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	世帯の所得に応じて計算	7.0% (5.6%)	2.1%	1.8%
資産割率	固定資産税額に応じて計算	28.0%	7.0%	7.5%
均等割額	加入者数に応じて計算 (1人当たり年額)	22,800円 (15,900円)	7,200円	8,400円
平等割額	1世帯当たりかかる金額(年額)	25,200円 (21,600円)	5,400円	4,200円
限度額	1世帯の年間限度額	47万円	12万円	10万円 (9万円)

※網掛け部分が改正点、()内は改正前の数字

軽自動車税の納付はお早めに

●**軽自動車税の賦課対象者**
平成21年4月1日現在で、原付きバイクや小型特殊自動車、軽二輪車、軽四輪車、二輪小型自動車などの軽自動車を登録している方に、1年分の軽自動車税が賦課されます。

●**平成21年度の納税通知書を、5月8日(金)に発送する予定です。納期限は6月1日(月)です。早期の納付にご協力をお願いします。**

●**軽自動車税の減免**
身体に障害のある方などが所有する軽自動車でも、もっぱら通学(通所)や通院、仕事のために使用する車両は、障害の種類や等級により、減免が受けられる場合があります。該当の有無をご確認の上、5月25日(月)まで申請してください。

●**申請に必要な物** 納税通知書、身体障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑

●**申請を受ける場合は、軽自動車税の減免は受けられません。**

●**申請・問い合わせ先**
税務課 ☎22-1313

わが家の「ごみ減量化」リサイクル作戦 20



平成13年4月の家電リサイクル法施行により、家電リサイクル品(エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)はリサイクルが義務付けられ、廃棄する際にはリサイクル料を支払うことになりました。

さらに、本年4月1日から薄型テレビ(液晶・プラズマ式)と衣類乾燥機が、対象機器として新たに追加されました。これにより、薄型テレビ・衣類乾燥機も粗大ごみとして廃棄することができなくなりました。

●**家電リサイクル品の処分方法**
①製品を買い換える場合は、これから購入する店舗に依頼。
②製品が不要になった場合は、過去に購入した店舗に依頼。
③①②以外の場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し製品に張り付けた上で、メーカー指定の引き取り場所に直接搬入。または、一般廃棄物収集運搬業者(別途収集運搬料金が必要)に依頼。

■平成21年4月1日現在の家電リサイクル料金 (税込み)

テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ)		冷蔵庫・冷凍庫	
画面サイズが15型以下	画面サイズが16型以上	内容積が170ℓ以下	内容積が171ℓ以上
1,785円～	2,835円～	3,780円～	4,830円～
エアコン	洗濯機	衣類乾燥機	
2,625円～	2,520円～	2,520円～	

リサイクル料金は、製品の種類や大きさなどにより異なります。また、引き取り場所は2カ所あり、メーカーにより分かれますので、直接搬入する場合はご確認をお願いします。引き取り場所や一般廃棄物収集運搬業者などの詳細は、市のホームページをご覧ください。

正しい廃棄方法により処分することが、循環型社会を支えています。適正なりサイクルと不法投棄の防止に、皆さまのご協力をお願いします。